

三

東交本部員の電氣局大久保病院 對する嘆願書

——(一月二十七日)——

- 一 病を改善せられたし。
- 二 薬局で待つ時間を短縮せられたし。

三

宿直手当並に作業服問題に關する電氣部の嘆願書

——福井電燈課長宛(一月二十八日)——

- 一 宿直手当を一円、当直手当を五十銭支給されたし。
- 二 現場作業員に兩合羽(ポケット附)年一着支給されたし。
- 三 現場作業員に作業服を年三着支給されたし。

理由 電灯従業員は送電事業の性質上夜間の当直、宿直員は相當重大なる責任を負つるに不拘、当直手当は四時間方六時間勤勞に對し三十銭又宿直手当は十五時間の長時間勤勞に對し僅かに五十銭を支給する、に過ぎない、おそれるべきは、手当が他の諸手当に對し、且つ勤勞時間と連帶して差違を認むるは、既に

に誤理章者に於かれ、認めらるゝ心と信じます。以下略  
(顯示) 右に關しては一月廿一日福井電灯課長より「調停委員会

協定に依る規程実施後三ヶ月余を経過せず、其の同社全社勢の  
変動も認め得ず、現状に於ては、妥協を以つて思ふ。但し、衛生を失せざる  
様考慮すべし」と回答を與へた。——東交本部員、

追記

同日東交電力部山本千太郎外五名古屋電力課長を訪問電氣  
部嘆願と同様内容の口頭嘆願をした。

四

標準カシリン手当支給方に關し、自動車部井瀨外代表は  
瀨川運輸課長に嘆願した。——(一月二十八日)——

五

年末年始休暇券其他事項に關する電車部口頭嘆願  
——瀨川運輸課長宛(一月三十日)——

一 年末年始の休暇券を使用した者迄承認せられたし。  
(回答) 診斷者其他之れに付、可々証明ある者の休暇は認めらる